

1 まちづくり条例改正の概要

(まちづくり条例変更に係る経過について)

●武蔵村山市まちづくり条例施行（平成 24 年 4 月 1 日）

条例附則第 11 条では「施行後 3 年以内に、まちづくりに関する社会情勢の変化を勘案しつつ、この条例の運用の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」と規定されている。

●平成 26 年度第 2 回蔵村山市まちづくり審議会（平成 27 年 2 月 13 日）

（議題）

- (1) 「地区まちづくり計画制度の認定基準について」
 - (2) 「狭山丘陵景観重点地区における景観重点基準について」
 - (3) 「開発事業の範囲における戸建賃貸住宅の適用について」
- の 3 点について議論した。

⇒(3)について「土地の分譲を伴わない戸建賃貸住宅の建築を目的とした宅地造成についても、開発事業の対象とする」旨の見直しの結論が出る。

●武蔵村山市まちづくり条例の見直しについて（答申）（平成 27 年 2 月 27 日）

●パブコメ実施（平成 27 年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）

武蔵村山市まちづくり条例の一部改正（案）に対する意見公募

⇒意見なし

●「武蔵村山市まちづくり条例の一部を改正する条例」公布（平成 27 年 9 月 4 日）